

最大 100 万

令和 7 年度

空家等の除却費用を助成します
— 会津美里町空家等除却推進事業補助金 —

不良度の高い空家等の除却を行う方に、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象空家	補助限度額	補助率	要件
特定空家等 ※1	100 万円	5分の4以内	跡地利用制限なし
不良住宅 ※2	100 万円	5分の4以内	跡地利用制限なし
空家住宅等 ※3	50 万円	5分の4以内	除却後の跡地について ①10年間の譲渡・譲与禁止 ②地域活性化のため地元行政区に10年間以上の無償貸与

※1 特定空家等 : 倒壊等の危険性・周辺の住環境に与える影響が高い空家で、町空家等対策本部会議にて認定された空家等

※2 不良住宅 : 屋根・外壁などが崩壊しているなど、放置することが不適切である状態にあると認められるもので判定票にて建築士等が不良住宅と判断した空家

※3 空家住宅等 : 1年以上、空き家となっている建物

※補助対象とならない場合

- ・所有者又は相続人等が、同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住している場合
- ・同一敷地内にあるすべての建築物を除却しない場合
- ・町内に事務所を有する解体業者に発注しない場合
- ・交付決定の前に契約または工事に着手した場合

詳しくは
こちらから！

【お問合せ先】

会津美里町 建設水道課 管理係 電話 0242-55-1181



補助事業の流れ

